

「学生保護の仕組みの整備」に関する主な課題・論点

令和 4 年 12 月 6 日
第 7 回大学振興部会
資料 2 - 1

1. 基本認識

- 令和 3 年の出生数は戦後最小の 81 万 1,662 人であり、従来の推計より 7 年早く少子化が進行。大学進学者数についても、これまでの推計を下回ることが予想される。
※ 中央教育審議会大学分科会将来構想部会が平成 30 年に行った推計では、2040 年の推計大学進学者数は 50 万 6,005 人。
- 高等教育機関を取り巻く環境が一層厳しくなる中、各設置者においては、自主的に不断の経営改善、教学の改善に努めることが重要。また、経営が悪化し、破綻が不可避と見込まれるような場合には、速やかに撤退等の経営判断を行うことが必要である。
- その際、在校生を全員卒業させてから学校を廃止することが学校法人としての責務であり、学生の修学機会を奪い、学校経営を途中で放棄するような事態になってはならない。
- このことを前提としつつ、実際に、資金繰りの深刻な悪化等により破綻に至るケースを念頭に、学校法人や国が採るべき措置等について検討を進め、セーフティネットの整備を進めることが必要である。

2. 主な課題・論点の類型

学生保護の観点からは、主な課題・論点の類型として次の 5 点が考えられるのではないか。

- ① 破綻を避けるために学校法人（大学）が行うべきこと
- ② 破綻が避けられない場合に学校法人（大学）が行うべきこと
- ③ 破綻リスクを低減するために国等が行うべき措置
- ④ 破綻時に国等が学生を保護するために採るべき措置
- ⑤ 撤退・破綻する大学に関する手続、取扱いの検討

3. 課題・論点に関する現状等

① 破綻を避けるために学校法人（大学）が行うべきこと

- ・ 「経営改善等のためのハンドブック」（日本私立学校振興・共済事業団）において、経営改善のためのポイント等が整理・解説されている。

② 破綻が避けられない場合に学校法人（大学）が行うべきこと

- ・ 「経営改善等のためのハンドブック」（日本私立学校振興・共済事業団）において、撤退までの流れと留意点、破産手続き等について整理・解説されている。

➡ 学生保護を徹底する観点から更に具体的な留意事項等を盛り込む必要はあるか（例えば、学生等に説明・報告すべき事項、留学生に関する対応、学費の二重支払い防止等のための措置等）

③ 破綻リスクを低減するために国等が行うべき措置

- ・ 文部科学省において学校法人に対する経営指導、日本私立学校振興・共済事業団において経営相談等を実施している。
- ➡ 経営改善への意欲や危機感が不足している学校法人に対する対応強化等の観点から、経営指導の一層の充実・強化が求められるのではないか

④ 破綻時に国等が学生を保護するために採るべき措置

- ・ 大学の破綻時に、国等が学生を保護するために採るべき措置について、特段の整理はなされていない（破綻した大学に係る対応の前例はある）
- ・ 日本学生支援機構（JASSO）は、予期せぬ家計の急変等により緊急に奨学金が必要となった学生に対し、緊急採用（無利子）、応急採用（有利子）奨学金制度を設けており、大学の破綻によるやむを得ない転学に伴う家計急変についても対象となる。
- ➡ 所轄庁である国がどのような役割を果たすべきかについて、具体的な検討が必要ではないか。

⑤ 撤退・破綻する大学に関する手続、取扱いの検討

- ・ 撤退・破綻に関する高等教育行政上の手続きは、「学校の廃止の認可申請」（学部の廃止は届出）や「学校法人の解散の認可申請」であり、解散の認可後は、清算手続きに移行することとなる。
- ・ 「募集停止」については、通知により文部科学省への報告を依頼している。
- ➡ 廃止に向けて募集停止した大学については、廃止の認可申請までの間は特段の手続き等はないが、廃止に向けたプロセスについて、更に検討すべき事項はないか。